

令和2年第2回

島田市教育委員会定例会

令和2年3月25日



令和2年第2回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和2年3月25日（水）午後1時30分～午後5時15分
会場：島田市役所 第三委員会室 南（4階）

1. 開会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
6. 付議事項
 - (1) 令和2年度島田市教育の施策の大要について
 - (2) 島田市教育委員会事務部局の職員のうち特殊な勤務に従事する者の勤務時間等に関する規程の一部改正について
 - (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
 - (4) 島田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 島田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - (6) 金谷公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (7) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (8) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (9) 島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
 - (10) 島田市史編さん委員等規則等の一部を改正する規則の制定について
 - (11) 島田市史編さん委員の委嘱について
 - (12) 島田市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (13) 島田市子ども読書活動推進委員の任命について
7. 協議事項
 - (1) しまだの教育（リーフレット）について
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 令和2年1・2月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 令和2年1・2月分の寄付受納について（学校教育課・図書館課）
 - (3) 令和2年1・2月分の生徒指導について
 - (4) 島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正について
 - (5) 島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について
 - (6) 島田市川根地区センター条例施行規則の一部改正について
 - (7) 公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について
 - (8) 島田市公共ホール市外加算使用料等助成金交付要綱の廃止について
 - (9) 島田市家庭教育支援チーム文部科学大臣表彰について
 - (10) 島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の廃止について
 - (11) 島田市文化芸術推進計画の策定について
 - (12) 令和2年1・2月分の寄付受納について（スポーツ振興課）
 - (13) 指定管理者制度を導入する施設について

10. その他

・会議日程について

次回 第3回島田市教育委員会定例会

日時 令和2年4月23日(木)午後2時00分～午後4時00分

会場 プラザおおるり 第4会議室(2階)

次々回 第4回島田市教育委員会定例会

日時 令和2年5月29日(金)午後2時00分～午後4時00分

会場

11. 閉会

教育部長報告



一般質問（令和2年2月市議会定例会）

1. 16番 山本孝夫 議員（きょうどう島田）（包括質問）

1. 先進自治体視察からの当市の検討課題について

会派きょうどう島田は幾つかの先進自治体を視察し、当市の実状と比較しながらこれからの島田市について研究をしてきた。幾つかの課題に対し、当市のこれから取り組みを以下質問する。

<質問>

(4) 学校給食費助成について、少子化対策の一つとして、子育て世代の経済的負担軽減のため、学校給食費助成を行っている自治体がある。当市は、これまで学校給食費助成の検討を行ったことがあるか。また、行う予定があるか。

<答弁>

学校給食費の助成制度の創設につきましては、平成30年第2回定例会で同様の御質問があり、検討した経過があります。

学校給食に係る経費負担につきましては学校給食法により、食材費以外の職員の人物費および施設設備費等は市が負担していることや、就学援助や生活保護の支給対象費目に含まれていること、年間約4億円の財源が必要となることなどから、無償化などの助成制度につきましては今のところ予定しておりません。

2. 今後の染谷市政について

市長は令和2年度の施政方針を述べたが、残りの任期が約1年になった染谷市政について、以下質問する。

<質問>

(4) 島田ゆめ・みらいパークについて、オープン後の具体的な運営内容を伺う。

<答弁>

令和2年度の、島田ゆめ・みらいパークの運営につきましては、施設の清掃、巡回点検などの日常の管理と、植栽管理業務を委託により行うこととしています。

2. 4番 齊藤和人 議員（清風会）（包括質問）

3. 令和2年度の施政方針と予算の大綱について

現在市内では、国道1号バイパスの4車線化に向けた工事が進められ、また、市がかかる多くの建設事業が進められている。一時期に、このように多くの事業が集中することはまれであると感じている。この先は、市役所本庁舎の建設も計画されており、市民サービスを充実することは、市民にとって大変ありがたいことである。しかしながら、同時に産業を育成し、商工業の活性化を図り、市の税収をふやすことが、何よりも重要な政策であると考える。農林商工業者は継続して事業を営むことで生計を立て、たゆまぬ努力をして今日の市の経済を支えている。必要な施策がタイムリーに行われなければ、その分地

域経済は衰退していく。1年遅れれば、元に戻すのに3年から5年はかかると考える。そこで、市長が示された令和2年度の施政方針と予算の大綱について、以下質問する。

<質問>

(2) 「『市民サービス』、『行政経営』、『地域・産業』の3つの分野において、デジタル技術の活用により、住民の福祉の増進を図る」と述べているが、市が掲げる「デジタル変革」宣言について

② 同僚議員が、市内小・中学校へのパソコン整備を求めたときは、学校の耐震化を優先すると答弁している。昨年12月20日の閣議決定によりGIGAスクール構想が発表されるまでは、整備に非常に消極的であったと感じているが、なぜ、パソコン整備に積極的になつたか伺う。

<答弁>

市内小中学校へのパソコン整備につきましては、昨年11月に発表した「デジタル変革宣言」の具現化の一つとして、同時に、文部科学省が推奨する「GIGAスクール構想」に対応するため、より充実した学習環境を整えていくこととしました。

新たな補助制度も創設され、これまでの交付税措置とは異なり、明確にその目的を特定した制度となりますので、国の補助金を活用しICT環境の整備を進めていこうと決断しました。

<質問>

③ ことし2月11日の静岡新聞において、2月10日に開かれた静岡県市長会の席上で、補正予算を計上しないとする浜松市長に同調するような島田市長のコメントが掲載されている。さらに、2月17日の静岡新聞において、補正予算を計上する市町は県内35市町のうち、10市町であると掲載されている。これについて、市長の考えはどうか伺う。

<質問>

議員から御指摘いただいた新聞報道の静岡県市長会でのコメントは猪言の一部を取り上げられていますが、これは将来的に市町の財政がダウンサイジングしていく中、5年ごとにかかるであろう端末の更新費用等が、今後の財政負担増につながることを懸念しての発言であり、事業そのものは国と同様に進めていくべきだと考えております。

県下で補正予算に計上した市町が少なかつたことも、検討中の市町が多かつたことが要因であり、その後の調査で現段階では2月補正予算に計上する市が23市中14市となり、令和2年度の補正予算に計上予定が5市ということがわかつています。

4. 7番 藤本善男議員(創造島田) (一問一答)

1. 令和2年度施政方針について

令和2年度の市政運営に対する市長の考えが施政方針として示され、「次の世代に、夢や希望が持てる魅力あふれる島田市を引き継いでいく」と決意が述べられた。

また、予算の大綱で示された令和2年度島田市一般会計予算は、458億8,700万円と2年間で20%の増加となり、特別会計、企業会計を加えた次年度予算の総額は約981億円と1,000億円に届こうとしている。

人口減少が現実のものとなり縮充の考えに基づく市政運営が求められる中、市内最大の投資会社を自負する市長の次年度に向けた市政運営について、以下質問する。

<質問>

(3) 主要な事業の取り組みについて

- ① 政策分野2の「豊かな心を育む教育を進める」に当たり、小・中学校の再編が進む中、学校ICT環境の整備などはどのように推進されるか。

<答弁>

学校のICT環境整備につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想実現にむけ、新たに創設された「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び「公立学校情報機器整備費補助金」を活用し、令和2年度中に校内通信ネットワークの環境整備を実施し、令和5年度末までに児童生徒に1人1台の学習用端末を整備する計画です。

また、再編を計画している学校につきましても、児童生徒のこれからの学習に影響を及ぼすことがないようICT環境を整えていきたいと考えております。

8. 6番 横山香理議員 (一問一答)

2. 当市におけるこれからの学校教育について

当市は、北中学校と島田第一中学校の統合を令和3年4月、初倉小学校と湯日小学校の統合も同じく令和3年4月、北部4校の小学校と島田第一小学校の統合を令和6年4月としている。さらに、初倉小学校と初倉南小学校の再編については、継続して検討を重ねていくとしている。今後は、スムーズな統合に向けて、さまざまな対策を取りながら準備が進められると思われる。また、短期間の中で学校を取り巻く環境が変化し、それに伴い、新学習指導要領への対応、小・中一貫教育や夢育・地育事業の推進、地域に開かれた学校づくりとするためのコミュニティ・スクールの研究がさらに進められていくと思われる。これらを踏まえ、当市として目指す教育の方向性について、以下質問する。

<質問>

- (1) 現在、ICT教育については、どのように取り組んでいるか伺う。

<答弁>

教育用ソフトを用い学習した内容をリーフレットにまとめたり、学習用ソフトで個人の習熟度にあった問題に取り組んだりしています。また、試行的にタブレットを9台ずつ配備した六合・初倉・金谷地区の中学校では、マット運動や跳び箱の様子を録画し自分の動きを振り返ったり、校舎外に持ち出し、植物の成長の様子を写真で記録したりしています。

今後は、校内ネットワーク環境の整備と一人一台端末を活用し、伝え合い活動の充実や学びの記録など、従来の授業方法と融合した活用を推進していきます。

<質問>

(2) 現在、英語教育については、どのように取り組んでいるか伺う。

<答弁>

小学校では3・4年でジェスチャーやイラストを使いながら表現する「聞くこと」「話すこと」の領域を扱った外国語活動、5・6年では、それにプラスして文字の要素が入った「読むこと」「書くこと」の領域も含めた外国語科の授業を実施しています。両方ともゲームや歌などの体験を通して楽しく英語に触れることができる授業を行っています。

また、子供の学びの充実のため、ALT等が小中学校の授業の支援を行っています。

さらに、小学校6校において英語専科の教員による授業を実施しています。

<質問>

(3) 現在、地域の伝統や文化を学ぶ場については、どのように取り組んでいるか伺う。

<答弁>

学校では、社会科や総合的な学習の時間等の授業の中で、地域の伝統や文化を学ぶ機会を設けています。地域の方を講師に招いて帶祭りやお茶の手もみ体験、門松造り等、地域の特色に応じた学習を各学校で取り入れています。また中学校では、島田市の史跡や名所等を巡る地域探訪も行っています。

<質問>

(4) 平成29、30年度にかけて取り組んできた夢育・地育事業の研究成果を、どのように評価しているか伺う。

<答弁>

夢育・地育推進研究では、「子供の夢や地域愛を育む」をテーマに、地域の事業所での職業体験、地域の方を講師に迎え生き方などを学ぶキャリア教育の推進を図りました。

また、初倉まつりで子供たちが歌や演奏を披露したり、はつくら寺子屋で中学生が小学生に勉強を教えたりするなど、子供たちが地域で活躍する場の充実に取り組みました。

その成果として、地域の行事等に参加する児童生徒が増え、自己有用感や自己肯定感が向上したことがあげられます。今後も、夢育・地育を島田市の教育の柱とし、取り組んでいきたいと考えています。

<質問>

(5) コミュニティ・スクールについての研究がどのように進められているか伺う。

<答弁>

夢育・地育を実現していくにあたり、学校と地域・家庭で目指す子供の姿を共有し、地域にあるヒト・モノ・コトなどの資源を活用することが必要になります。そのための有効な手立てとして、学校と地域が連携・協働するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）があります。

今年度、試行している学校では、協議の中で学校に期待する声が出され、子供のことを共に考え、共に行動してくれる人が増えています。それに伴い、地域人材の力が活かされ子供たちの活動が充実したことが報告されています。

<質問>

- (6) 現在、初倉地域内で実施している寺子屋事業が今年度で終了する。これまでを振り返り、どのように評価しているか伺う。

<答弁>

しづおか寺子屋推進事業は、子供達が主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を行う、県のモデル事業です。

島田市では、初倉地区の小学3年生及び中学生を対象に実施し、寺子屋参加者に行ったアンケートによると、勉強は楽しいと答えた児童の割合が15%増えるなど学習意欲の向上がみられています。

また、中学生や高校生がボランティアとして学習支援を行うなど、地域で育てられた子供が、後輩の子供達を育てる人材となる「学びの循環」も生まれています。

10. 15番 森 伸一 議員 (一問一答)

2. 島田市近代歴史遺産の伝承と観光利用について

市長は令和2年度の施政方針の中で「ここにしかない文化を後世につなぐ」とも述べている。私は市内の歴史遺産の伝承と観光利用については一般質問で何度か質問をし、提案もしてきた。このとき、検討するという答弁があった事案などについて、以下伺う。

<質問>

- (1) 牛尾山実験所の存在意義を記した記念碑設置の進行状況はいかがか。

<答弁>

牛尾実験所の記念碑設置につきましては、国土交通省静岡河川事務所と協議し、要望をいただいた地元及び県内外研究者の御意見を基に、牛尾実験所の説明や遺構の写真などが記載された説明板を、今月末までに設置する予定です。

なお、設置場所は、国土交通省から占用許可を受けた市道の空閑地(くうかんち)になります。

<質問>

- (2) 市内にある文学碑の存在を多くの市民に知ってもらうため、どのようなことを行ってきたか。

<答弁>

市民への文学碑の周知方法としては、庁内で連携し、ホームページでの紹介内容の充実を図っているほか、「しまだ和菓子まっぷ」というパンフレットを作成し、その中で、市内に多くの文学碑があることを紹介しており、先日のイベント「和菓子バル」でも配布しています。

今後も、庁内で連携を図りながら、周知していきたいと考えています。

12. 18番 平 松 吉 視 議員 (包括質問)

2. デジタル変革宣言における教育行政のデジタル化推進について

デジタル変革宣言が実効性のある宣言であることを期待しているが、とりわけ教育行政のデジタル化推進は先進的に取り組んでほしい。教育でICTを活用するとは、ただ、授業で電子教科書を使う、プログラミングを学ぶといったことではない。子供はICTそのものを学び、またICTを利用して従来の教科を効率的に学習できる。また、教師も学習効果の高い授業を実施でき、事務負担軽減も図れる。この宣言がより実効性の高いものであることを願い、以下具体的に質問する。

<質問>

- (1) これまでに取り組んできたICT改革の現状を伺う。
(3) ICT利活用のための基盤の整備をどのようにしていくか伺う。

<答弁>

教育行政のデジタル化としては、六合・初倉・金谷地区の小中学校へモデル的に各校9台計90台のタブレット端末を整備し検証してきました。今年度は、全小中学校のパソコン教室のパソコンを2in(イン)1タイプの端末に更新するとともに各校3台の無線ルーターを設置し、普通教室でもインターネットと接続できる環境を整えたところです。

また、ICT利活用のための基盤の整備としては、来年度中にGIGAスクール構想に対応した校内通信ネットワークを整備します。具体的には、全ての教室に無線アクセスポイントを設置し、全児童生徒が同時にインターネット上の動画を閲覧することが可能になります。

<質問>

- (2) デジタル変革の予算はどう見積もっているか伺う。

<答弁>

教育行政のデジタル変革に関わる予算としては、今年度は2月補正予算に計上したとおり、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワークの整備費約7億4千万円と見積もっております。また、来年度以降は1人1台端末を整備していくため、令和5年度までの総事業費は約15億円になると見込んでいます。ここに、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に沿った大型提示装置やICT支援員等の費用が加わりますが、地方財政措置が行われます。

<質問>

- (4) 特別支援教育におけるデジタル変革を伺う。

<答弁>

ICTを活用することで、一人ひとりの能力に応じた課題を提供することが可能に

なります。自分にあった問題を解くことで、学習意欲が高まり、学力のさらなる定着が期待されます。

また、ICTの活用は、障害のある児童・生徒の困難を取り除いたり、減らしたりするうえで大きな役割を果たします。

例えば、聞くことが苦手な子供に対して、大型ディスプレイで視覚情報を掲示し、理解を助けたり、読むことが苦手な子供に対して、音声再生機を使い教科書の読み上げをしたりすることができます。また、手に麻痺等がある児童・生徒が、鉛筆の代わりにタッチペンやキーボード入力を利用することもできます。

今後、一人一台の端末が整備されることになれば、こうした支援がより広がり充実していくことになります。

<質問>

(5) 英語教育におけるデジタル変革を伺う。

<答弁>

英語教育では、子供たちが興味・関心を高め理解を深めることができるようICT機器を活用しています。

例えば、デジタル教材を使うことで、英語によるコミュニケーション場面をわかりやすい動画で提示し、子供たちの理解を深めたり、意欲を高めたりしています。また、録画機能を活用し、子供が自分の発音やスピーチを客観的に振り返り、表現力を高める取組も行っています。

今後、GIGAスクール構想を進めることで、一人ひとりの子供の学びの様子を端末で記録し、きめ細かい個別指導につなげる等、更に授業の充実を図ることができます。

<質問>

(7) 島田第一小学校が新築されるが、デジタル変革化推進のためには学校を建て替えるところからが理想である。モデル校として推進してはいかがか伺う。

<答弁>

第一小学校につきましては、現在建設中の第四小学校がICT利活用のモデル校になるものと考えていますので、第四小学校を参考に検討してまいります。

13. 14番 福田正男議員 (一問一答)

2. 野球のまち島田を目指して

当市は木都島田として栄えてきたが、野球のまちとしても栄えてきたと聞く。戦前には、島田商業高等学校が何度も甲子園に出場している。最近、野球を通じて市を活性化させようという動きがある。その点について伺う。

<質問>

(1) 野球のまち「島田」復活地域活性化プロジェクト実行委員会と当局とのかかわりは

どうか。

<答弁>

昨年、「野球のまち島田復活地域活性化プロジェクト」と題して、まちのにぎわい創出などを目指し、島田の活性化に向けたプロジェクトの実行委員会が組織されました。

元プロ野球選手石毛(いしげ)宏(ひろ)典(みち)氏のトークショーや交流会、また市内の小・中学生を対象とした野球教室が開催されたと聞いております。

教育委員会としましては、プロ野球のO.Bの方々による、小・中学生を対象にした野球教室などが開催され、子供たちの野球に対する感心や技能が高まるることは、喜ばしいことだと考えております。

今のところ、本市として直接的に関わっておりませんが、市民の皆様から、まちづくりに対する機運が高まっていることは非常にありがたいことであり、このような動きが市民全体に広がっていくことを期待しております。

<質問>

(2) 市内には都市対抗野球を目指しているチームがあるが、当局とのかかわりはどうか。

<答弁>

島田市唯一の社会人硬式野球チームである「山岸ロジスターズ」の活躍については、非常に嬉しく思っています。

昨年も、第90回都市対抗野球大会 東海地区二次予選に進出するなど、大変健闘されました。

本市としては、広報情報課・観光課・スポーツ振興課の関係3課で岡崎市民球場へ駆けつけ、3試合の応援をさせていただいたところです。

今後も本市のホームページなどで活躍の紹知らせをするなどの応援をしてまいりたいと考えております。

15. 17番 清水唯史議員 (一問一答)

1. 市民協働のまちづくりのための取り組みについて

染谷市長の令和2年度施政方針において、人口減少、東京一極集中化の中、「地方の強みを余すことなく活用し魅力的なまちをつくる」、「市民が真に求めていること、すなわち『市民ファースト』のまちづくりを進めていく」と述べられており、また、あわせて市民一人ひとりの想いがつながり、大きな力となる。この素晴らしい市民の力と行政の二人三脚でまちづくりを進めていくとも述べられている。このようなまちづくりの取り組みには、市民が何を考え何を求めているかを幅広く、かつ、できる限り多くの意見を聴取する必要がある。そこで、市民協働のまちづくりのための取り組みについて、以下質問する。

<質問>

(5) 統廃合される小・中学校の跡地利用に対して、地元の市民以外の意見を聞く機会はあるか伺う。

<答弁>

学校施設の跡地利活用については、学校再編計画に記載したように、地元の意見を聞きながら方向性を決めていくことが重要です。方向性を検討していく中で、意欲的な民間企業や団体との意見交換も必要であると考えております。

議案に対する質疑（令和2年2月市議会定例会）

議案第1号 令和元年度島田市一般会計補正予算（第5号）

2. 1番 大 関 衣 世 議員

○歳出10款（説明書38・39ページ、概要書9・10ページ）

2項2目 教育振興費中、G I G Aスクール構想実現事業について

3項2目 教育振興費中、G I G Aスクール構想実現事業について

<質問>

(1) 本事業の補正予算計上の経緯を伺う。

<答弁>

2月7日の全員協議会でも御報告をさせていただいているところですが、昨年の12月、文部科学省では、個別最適化された学びを持続的に実現させるために、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備することとし、国の令和元年度補正予算で新たな補助制度を創設しました。

当市においては、他市町に比べICT関係の整備状況が遅れていたことから、市内小中学校に在学している児童生徒のこれから的生活に影響を及ぼすことがないよう、国の補助事業を利用して整備する計画としました。

<質問>

(2) 本事業の内容を伺う。

<答弁>

今回の事業内容つきましては、授業を行う普通教室や特別教室等に無線アクセスポイントを設置し、多数の児童生徒が同時に使用してもストレスなく学習できるためのLANケーブル等のネットワークの工事や充電保管庫等の整備を行います。

また、工事設計業務や全小中学校の端末情報を管理しているセンターサーバーの機能強化のための修繕を計画しています。

<質問>

(3) 本事業の計画を伺う。

<答弁>

文部科学省のG I G Aスクール構想実現のため、今回の補正予算で令和2年度の夏季休業等、長期休暇を利用して、校内通信ネットワークの整備工事を実施する計画です。

3. 5番 伊藤 孝 議員

○歳出10款（説明書38・39ページ、概要書9・10ページ）

2項2目 教育振興費中、G I G Aスクール構想実現事業について

3項2目 教育振興費中、G I G Aスクール構想実現事業について

<質問>

- (1) 対象の設備、設置場所はどうか。

<答弁>

今回の補正予算は、国の令和元年度補正予算で新たに創設された「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」制度を利用して事業を実施しようとするもので、各校の高速大容量校内通信ネットワーク整備に対する経費となります。

現在、国で示している標準仕様書等を基に試算していますが、設備・設置場所につきましては、授業を行う普通教室や特別教室への無線アクセスポイントの設置や、10ギガb p.sで接続可能なカテゴリー6A以上のケーブル、ハブやルーター、スイッチ類は1ギガb p.sの普及モデルとし、各階に1台のフロアスイッチを設置し無線アクセスポイントと接続することや、各教室に充電保管庫等を整備する計画としています。

<質問>

- (2) 対象校は、どこか。

<答弁>

令和2年度中の工事の完成を目指していることから、湯日小学校と北中学校を除く23校の整備を計画しています。

<質問>

- (3) 県との調整状況はいかがか。

<答弁>

12月末以降の資料等につきましては、文部科学省から県を通じて情報提供はありますが、GIGAスクール構想に対する県主催の説明会等は開催されていない状況です。

議案第15号 令和2年度島田市一般会計予算

3. 4番 齊藤和人議員

○歳出10款(説明書138・139ページ、概要書187・188ページ)

2項3目 学校建設費中、島田第一小学校改築事業について

<質問>

- (1) 建設検討委員会が組織されるならば、委員会の構成とかかわり方を伺う。

<答弁>

第一小学校につきましては、令和2年度に建設工事に係る基本設計を策定する計画となっており、策定にあたっては、校舎等建設検討委員会を設置して、意見を伺っていく予定でおります。

なお委員会の構成は、教員等の学校関係者の他に地域住民や保護者の代表者等を予定しております。

<質問>

- (2) 改築する施設の内容について伺う。

- (3) 改築する規模について伺う。

<答弁>

改築する施設内容、及び規模については、令和6年4月に北部地区4小学校の児童が加わり約700人程度の児童数となる見込みであることから、統合後の児童数を想定した計画とします。

また、設備面では、建設中の第四小学校を参考に電子黒板やプロジェクターを設置するなど、GIGAスクール構想に対応した校舎とすることを予定しております。

<質問>

(4) 完成までのスケジュールを伺う。

<答弁>

完成までのスケジュール（案）ですが、令和2年度に校舎等建設工事に係る基本設計の策定、令和3年度に実施設計を策定し、令和4年度から5年度末までに校舎、体育館を建設して令和6年4月から新校舎で学校運営を開始する計画としております。

なお、建物以外の外構工事等の詳細なスケジュールは、基本設計の策定時に確定する予定です。

6. 15番 森 伸一 議員

○歳出10款（説明書144・145ページ、概要書201・202ページ）

5項8目 文化事業費中、プラザおおるり施設改修事業について

<質問>

(1) 改修事業の内容はいかがか。

<答弁>

プラザおおるり施設改修事業の内容につきましては、大規模震災時におけるホールの天井落下防止対策、客席のリニューアル、楽屋トイレ・シャワーの改修などです。

<質問>

(2) ホール関連の改修、整備で今後考えている内容はどのようなことか。

<答弁>

ホール関連の改修・整備で今後考えている内容につきましては、昭和58年の設置以降、一度も改修を行っていない、舞台照明及び音響設備の更新を考えております。

<質問>

(3) 改修により、今後、何年間利用可能と考えているか。

<答弁>

今回の改修により、今後何年間利用可能と考えているかにつきましては、ホール天井の落下防止対策として設置するネットについては概ね25年、客席については30年程度の使用が可能と考えております。

事 務 事 業 報 告



事務事業の概要

教育総務課

実施(1月29日～3月24日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|-------------------------------------|----------------|
| 1月29日 | 水 | 第1回教育委員会定例会 | 六合公民館 |
| 2月3日 | 月 | 第3回総合教育会議 | 市役所本庁舎 |
| 2月12日 | 水 | 受水槽ポンプ取替工事 完成 | 島田第五小学校 |
| 2月17日 | 月 | 学校施設跡地利活用相賀自治会説明会 | 相賀小学校 |
| 2月26日 | 水 | 学校施設跡地利活用湯日自治会説明会 屋内運動場耐震補強工事 完成 | 湯日小学校 大津小学校 |
| 2月28日 | 金 | 第1回教育委員会臨時会 | プラザおおるり |
| | | 北校舎東側屋根防水改修工事 完成 | 六合東小学校 |
| 3月18日 | 水 | 第2回教育委員会臨時会 | プラザおおるり |

予定(3月25日～4月22日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|-------------------|------------------|
| 3月25日 | 水 | 第2回教育委員会定例会 | 市役所本庁舎 |
| 4月1日 | 水 | 教育委員会辞令交付式 | プラザおおるり |
| 4月8日 | 水 | 市町教育委員会教育長会 | 県庁 |
| 4月10日 | 金 | 静西市町教育委員会教育長連絡協議会 | 静岡県総合教育センター(掛川市) |
| 4月22日 | 水 | 静岡県都市教育長協議会総会 | 磐田市 |

3月26日 木 第3回島田市学校施設跡地利活用検討会 市役所本庁舎

事務事業の概要

学校教育課

実施(1月29日～3月24日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|---|---------|
| 1月30日 | 木 | 就学支援委員会④ (参加者: 35人) | プラザおおるり |
| 2月 1日 | 土 | 学校祭(湯日小学校) | |
| 2月 3日 | 月 | 代休(湯日小学校) | |
| 2月 5日 | 水 | 私立高校入試 | |
| | 水 | わかあゆの会 (参加者: 15人) | 教育センター |
| 2月 6日 | 木 | 幼稚園・保育園・小学校合同研修会 (参加者: 52人) | 五和保育園 |
| 2月 7日 | 金 | 島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (北中・島田第一中学校部会) | 第一中学校 |
| 2月 8日 | 土 | 休日参観(伊久美小) | |
| 2月10日 | 月 | 代休(伊久美小) | |
| 2月13日 | 木 | 私立高校合格発表 | |
| 2月15日 | 土 | サタデーオープンスクール (参加者: 9人) | 六合地区 |
| 3月 2日～ 3月19日 | 月 木 | 市内小中学校臨時休業 | |
| 3月 4日 | 水 | 公立高等学校入学者選抜(学力検査) | |
| 3月 5日 | 木 | 公立高等学校入学者選抜(面接・実技検査等) | |
| 3月13日 | 金 | 公立高等学校入学者選抜合格発表 | |
| 3月16日 | 月 | 修了式(伊太小) | |
| 3月17日 | 火 | 修了式(第二小、第三小、第四小、六合小、大津小、初倉小、湯日小、第五小、初倉南小、六合東小) | 各校 |
| 3月18日 | 水 | 卒業式(第一小、第二小、第三小、第四小、六合小、大津小、伊太小、神座小、初倉小、湯日小、第五小、初倉南小、六東小、金谷小、五和小、川根小) | 各校 |
| | | 修了式(相賀小、伊久美小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中) | 各校 |

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|--|-----|
| 3月19日 | 木 | 卒業式（相賀小、伊久美小、第一中、第二中、六合中、北中、初倉中、金谷中、川根中） | 各校 |
| | | 修了式（第二小、神座小、金谷小、五和小） | 各校 |
| 3月23日 | 月 | 修了式（第一小） | |

予 定（3月25日～4月22日）

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|---|-----|
| 4月 6日 | 月 | 入学式（北中、川根中） | 各校 |
| | | 始業式（第一小、第三小、大津小、伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、第五小、五和小、第一中、第二中、北中、初倉中、金谷中、川根中） | 各校 |
| 4月 7日 | 火 | 入学式（第一小、第二小、第三小、大津小、伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、初倉小、湯日小、第五小、初倉南小、六合東小、五和小、川根小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中） | 各校 |
| | | 始業式（第二小、第四小、六合小、初倉小、湯日小、初倉南小、六合東小、金谷小、川根小、六合中） | 各校 |
| 4月 8日 | 水 | 入学式（第四小、六合小、金谷小） | 各校 |
| 4月11日 | 土 | 休日参観（湯日小） | |
| 4月13日 | 月 | 代休（湯日小） | |
| 4月16日 | 木 | 全国学力学習状況調査（延期） | 各校 |
| 4月17日 | 金 | 代休（湯日小） | |
| 4月18日 | 土 | 休日参観（第一小、第三小、六合小、大津小、相賀小、神座小、初倉小、初倉南小、川根小） | 各校 |
| 4月20日 | 月 | 代休（第一小、第三小、六合小、大津小、相賀小、神座小、初倉小、初倉南小、川根小） | |
| 4月21日 | 火 | 家庭訪問（第三小～24日） | |

事務事業の概要

学校給食課

実施（1月29日～3月24日）

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|---|------------|
| 2月4日 | 火 | 前期分物資選定会 | 中部学校給食センター |
| 2月5日 | 水 | 三市学校給食担当者会議 | 焼津市役所 |
| | | 薬剤師衛生検査 | 中部学校給食センター |
| 2月6日 | 木 | 献立会議 | 中部学校給食センター |
| 2月7日 | 金 | 静岡県学校給食会共同調理場運営協議会 栄養教諭学校栄養職員中西支部研修会 | 掛川市役所 |
| 2月12日 | 水 | 薬剤師衛生検査 | 南部学校給食センター |
| 2月20日 | 木 | 物資選定会（4月分） | 中部学校給食センター |
| 2月25日 | 火 | 志太地区栄養教諭・学校栄養職員研修会 | 藤枝市立西益津小学校 |
| 3月5日 | 木 | 献立会議 | 中部学校給食センター |
| 3月13日 | 金 | 第三回学校給食センター運営委員会 | 中部学校給食センター |
| 3月19日 | 木 | 物資選定会（5月分） | 中部学校給食センター |
| 3月23日 | 月 | 島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会 | 中部学校給食センター |

予定（3月25日～4月22日）

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|---------------|--------------------------|
| 3月27日 | 金 | 献立会議 | 中部学校給食センター |
| 4月8日 | 水 | 衛生研修会 | 中部学校給食センター |
| 4月9日 | 木 | 令和2年度学校給食開始 | 中部学校給食センター 南部学校給食センター |
| | | 物資選定会（6月分） | 中部学校給食センター |
| 4月21日 | 火 | 市内小中学校給食主任者会議 | 中部学校給食センター |

事務事業の概要

社会教育課

実施(1月29日～3月24日)

| 月日 | 曜日 | 事項 | 場所 |
|-------|----|--|-------------------------|
| 1月29日 | 水 | はつくら寺子屋(初倉小学校) (参加者:15人) ※県学習支援推進研修会 | 初倉公民館 |
| | | はつくら寺子屋(湯日小学校) (参加者:7人) | 湯日小学校 |
| 1月30日 | 木 | 金谷公民館 社会教育講座 「職人の和菓子」 (参加者:18人) | 金谷公民館 |
| 1月31日 | 金 | 静岡県人権教育指導者研修会 (参加者:4人) | あざれあ (静岡市) |
| 2月1日 | 土 | フェスティまだ2020!合同説明会及び 第4回実行委員会 (参加者:約100人) | プラザおおるり |
| | | 社会教育講座「高校生が先生!昭和を聴く レコードコンサート」 (参加者:約150人) | プラザおおるり |
| | | 初倉公民館短期講座「コーヒー焙煎」 (参加者:23人) | 初倉公民館 |
| | | みやにしたつや講演会 (参加者:130人) | 初倉公民館 |
| 2月3日 | 月 | 神座小学校親学講座 (新一年生の保護者対象) (参加者:12人) | 神座小学校 |
| 2月5日 | 水 | はつくら寺子屋(初倉南小学校) (参加者:25人) | 初倉南小学校 |
| | | 初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」アルバムづくり (参加者:20人) | 岡田公会堂 |
| | | 市町人権教育事務連絡協議会 事務連絡会・社会教育部会 (出席者:1人) | 可美公園 総合センター (浜松市) |
| 2月6日 | 木 | 子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加者:12組 25人) | 第一中学校 |

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------------------|--------|---|----------------|
| 2月 6 日 | 木 | 六合公民館市民学級 移動教室 (参加者: 40人) | 国立印刷局 (静岡市) |
| | | 東海道金谷宿大学短期講座教授説明会 (参加者: 7人) | 金谷公民館 |
| 2月 7 日 | 金 | 第3回公民館等施設長連絡会 (参加者: 11人) | 大津農村環境改善センター |
| 2月 7 日～ 2月 9 日 | 金 日 | 第21回夢づくり展 (文化協会・指定管理者共催事業) (参加者: 5,234人) | 夢づくり会館 |
| 2月 8 日 | 土 | 社会教育講座「住民主役・行政支援の 文化センターを育てます ～まちの未来を左右する大切な場所～」 講師: 中本正樹氏(茨城県小美玉市 企画調整課シティプロモーション係長) (参加者: 27人) | プラザおおるり |
| 2月 8 日～ 2月 9 日 | 土 日 | 第4回夢プラ展示会 (指定管理者自主事業) (参加者: 5,234人) | 夢づくり会館 |
| 2月 10 日 | 月 | 伊太小学校親学講座 (新一年生の保護者対象) (参加者: 11人) | 伊太小学校 |
| 2月 12 日 | 水 | 社会教育委員 第6回会議 (出席者: 7人) | プラザおおるり |
| | | 第6期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加者: 18組 36人) | 保健福祉センター |
| | | はつくら寺子屋(初倉小学校) (参加者: 15人) | 初倉公民館 |
| | | はつくら寺子屋(湯日小学校) (参加者: 6人) | 湯日小学校 |
| | | 初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 アルバムづくり、選択活動 (参加者: 18人) | 岡田公会堂 |
| 2月 13 日 | 木 | 東海道金谷宿大学理事会 (出席者: 7人) | 金谷公民館 |
| | | 子育て広場「ぐら・ちょき・ぱあ」 (参加者: 10組 23人) | 第一中学校 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|---|-----------------------|
| 2月14日 | 金 | 六合小学校家庭教育学級閉講式 (参加者: 95人) | 六合小学校 |
| | | 子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加者: 4組 8人) | 六合公民館 |
| | | 六合公民館高齢者学級 移動教室 (参加者: 32人) | みほしるべ (静岡市) |
| | | 大津農村環境改善センター運営委員会 (参加者: 6人) | 大津農村環境改善 センター |
| | | 文部科学省第72回優良公民館表彰式 (初倉公民館、出席者: 2人) | 文部科学省 (東京都千代田区霞が関) |
| 2月15日 | 土 | 宝くじおしゃべり音楽館 ~想い出のスクリーンミュージック~ (芸術文化普及事業) (参加者: 407人) | プラザおおるり |
| | | 初倉公民館あゆみ学級 (市民学級) 講座「味噌作り」 (参加者: 19人) | 初倉公民館 |
| 2月16日 | 日 | お地蔵さんのいる情景を作ろう!! (2日間参加の講座の1回目) (指定管理者自主事業) (参加者: 11人) | 夢づくり会館 |
| 2月17日 | 月 | 第5回生涯学習推進協議会 (出席者: 9人) | 市役所会議棟 |
| | | 第6回困難を有する子ども・若者に係る 実務者会議 (参加者: 11人) | 市役所会議棟 |
| 2月18日 | 火 | 金谷公民館市民学級 移動教室 (参加者: 20人) | 金谷公民館 浜北方面 |
| | | 初倉小学校家庭教育学級閉講式 (参加者: 65人) | 初倉小学校 |
| | | 文部科学省「家庭教育支援チーム」表彰式 (ペアレントサポーター家庭教育サポート チーム) | 文部科学省 (東京都千代田区霞が関) |
| | | 金谷公民館社会教育講座 「おやじの井戸端」第2回料理講座 (参加者: 13人) | 夢づくり会館 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|--|--------------|
| 2月19日 | 水 | はつくら寺子屋（初倉南小学校） (参加者：27人) | 初倉南小学校 |
| | | 初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 お楽しみ会、閉級式 (参加者：20人) | 岡田公会堂 |
| | | 第一小学校・第二小学校・第四小学校・ 六合東小学校・相賀小学校・金谷小学校・ 五和小学校・7学級家庭教育学級閉講式 (参加者：7ヶ所 計447人) | 第一小学校 他6校 |
| | | 第6期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加者：17組 34人) | 保健福祉センター |
| 2月20日 | 木 | 中央市民学級 第10回学習会 フェスタしまだ展示準備・閉級式 (参加者：19人) | しまだ楽習センター |
| | | 金谷公民館第3回公民館運営審議会 (参加者：4人) | 金谷公民館 |
| | | 初倉南小学校家庭教育学級閉講式 (参加者：44人) | 初倉南小学校 |
| | | 子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者：20組 44人) | 第一中学校 |
| | | 東海道金谷宿大学教授会 (参加者：39人) | 金谷公民館 |
| 2月21日 | 金 | 大津小学校・神座小学校・川根小学校 3学級家庭教育学級閉講式 (参加者：3ヶ所 計80人) | 大津小学校 他2校 |
| 2月22日 | 土 | 金谷公民館金谷の良いところ歴史講演会 「北川民次の世界」 (参加者：100人) | 金谷公民館 |
| | | 六合こどもチャレンジクラブ閉級式 (参加者：72人) | 六合公民館 |
| 2月25日 | 火 | 相賀小学校親学講座 (新一年生の保護者対象) (参加者：10人) | 相賀小学校 |
| | | 六合公民館第3回公民館運営審議会 (参加者：6人) | 六合公民館 |
| 2月26日 | 水 | 第三小学校・伊太小学校・湯日小学校学級 家庭教育学級閉講式 (参加者：3ヶ所計 70人) | 第三小学校 他2校 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|----------------|--------|---|------------------------------|
| 2月26日 | 水 | 伊久美小学校親学講座 (新一年生の保護者対象) (参加者：5人) | 伊久美小学校 |
| | | 第6期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加者：18組 36人) | 保健福祉センター |
| | | 川根地区センター運営委員会 (参加者：6人) | 川根地区センター |
| 2月27日 | 木 | 中央高齢者学級第10回学習会「お菓子で作るひな祭り」・閉級式 (参加者：24人) | しまだ練習センター |
| | | 金谷公民館もみじ学級 移動教室 (参加者：19人) | 金谷公民館 富士方面 |
| 3月3日 | 火 | 金谷公民館げんきキッズ推進協議会 (参加者：14人) | 金谷公民館 |
| 3月6日～ 3月22日 | 金 日 | UNMANNED無人駅の芸術祭／大井川2020.. (島田市文化プログラム支援事業) ※参加アーティスト13組 | 大井川鐵道無人駅 及びその周辺(島田市～川根本町) |
| 3月15日 | 日 | お地蔵さんのいる情景を作ろう！！ (2日間参加の講座の2回目) (指定管理者自主事業) (参加者：8人) | 夢づくり会館 |

予 定 (3月25日～4月22日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|-------------------------------------|--------------|
| 3月26日 | 火 | 大津高齢者学級定例会・閉級式 (参加予定：40人) | 大津農村環境改善センター |
| 4月7日 | 火 | 第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組 40人) | プラザおおるり |
| 4月9日 | 木 | 子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定：20組 40人) | 第一中学校 |
| 4月10日 | 金 | 子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加予定：10組 20人) | 六合公民館 |
| 4月13日 | 月 | 家庭教育推進グループ定例会 (参加予定：16人) | 会議棟C会議室 |
| 4月14日 | 火 | 第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組 40人) | プラザおおるり |

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|---|------------------|
| 4月15日 | 水 | 青少年育成支援センター学区会 (川根中学校区、参加予定：20人) | 川根地区センター |
| 4月16日 | 木 | 青少年育成支援センター学区会 (金谷中学校区、参加予定：35人) | 金谷公民館 |
| 4月17日 | 金 | 家庭教育学級担当者合同会議 (参加予定：70人) | プラザおおるり |
| | | 六合公民館 高齢者学級開級式 (参加予定：100人) | 六合公民館 |
| 4月18日 | 土 | 金谷公民館「おやじの井戸端講座開講式」 (参加予定：20人) | 金谷公民館 |
| | | 金谷公民館「春に行く！金谷の良いところ 巡り(ハイキング)」 (参加予定：50人) | 旧金谷町内史跡等 |
| 4月20日 | 月 | 第1回困難を有する子ども・若者に係る 実務者会議 (参加予定：11人) | 市役所会議棟 |
| 4月21日 | 火 | 第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組 40人) | プラザおおるり |
| | | 青少年育成支援センター学区会 (初倉中学校区、参加予定：30人) | 初倉公民館 |
| | | 大津高齢者学級開級式・定例会 (参加予定：50人) | 大津農村環境改善 センター |
| 4月22日 | 水 | 青少年育成支援センター学区会 (第一中学校区、参加予定：30人) | 第一中学校 |
| 4月23日 | 木 | 子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組 40人) | 第一中学校 |
| | | 金谷公民館 市民学級開級式 (参加予定：30人) | 金谷公民館 |
| 4月23日 | 木 | 青少年育成支援センター学区会 (第二中学校区、参加予定：35人) | プラザおおるり |
| 4月24日 | 金 | ペアレントサポート一定例会 (参加予定：20人) | プラザおおるり |
| | | 六合公民館 市民学級開級式 (参加予定：50人) | 六合公民館 |
| | | 金谷公民館 第1回金谷地区子どもをはぐくむ地域教育推進協議会 (参加予定：20人) | 金谷公民館 |

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|------------------------------------|---------|
| 4月24日 | 金 | 青少年育成支援センター学区会 (北中学校区、参加予定：20人) | プラザおおるり |
| 4月28日 | 火 | 第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組 40人) | プラザおおるり |

<第1回島田市教育委員会定例会 追加報告>

実 施 (12月26日～1月28日) 追加報告

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|----|-------------------------------------|----------------------|
| 1月22日 | 水 | 静岡県社会教育委員連絡協議会 全体研修会 (参加者：4人) | 袋井総合センター (袋井市) |
| 1月28日 | 火 | 東海道金谷宿大学 成果発表会全体説明会 (参加者：32人) | 夢づくり会館 |
| | | 不登校やひきこもり等に悩む連続親学講座 (参加者：6人) | 居場所「みなと」 (焼津市) ほか |

事務事業の概要

博物館課

実施(1月29日～3月24日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|---|------------------|
| 1月25日～ 3月29日 | 土 日 | 収蔵品展 「海野光弘 四季～あなたが選んだ名品集～」 | 博物館分館 |
| 1月30日 | 木 | 諏訪原城ジオラマ模型贈呈式 (参加者：30人) | 諏訪原城ビジターセンター |
| 2月 1日 | 土 | 海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加者：5人) | 博物館分館 |
| 2月 2日 | 日 | しまはくワークショップ 「ちょっと昔のおもしろ体験」 (参加者：28人) | 博物館分館 |
| | | 諏訪原城講演会 (参加者：117人) | 金谷公民館 |
| 2月 8日～ 3月22日 | 土 日 | 第81回企画展 「東海道スイーツ—食と娛樂の旅道中—」 | 博物館本館 |
| 2月 8日 | 土 | 東海道スイーツ展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加者：19人) | 博物館本館 |
| 2月 9日 | 日 | しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：10人) | 博物館本館 |
| 2月15日 | 土 | 博物館講座 「戦国大名今川氏の歴史講座」 (参加者：23人) | 博物館本館 |
| 2月20日 | 木 | 第2回博物館協議会 (参加者：14人) | 博物館本館 |
| 2月20日～ 3月21日 | 木 土 | 島田宿大井川川越遺跡整備基本計画パブリック・コメント募集 | 市役所・各支所 博物館本館 |
| 2月22日 | 土 | 海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加者：5人) | 博物館分館 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|---|------------------------|
| 2月23日 | 日 | 富士山の日協力無料開放 ・学芸員によるギャラリートーク ・スイーツデコを作ろう ・スタンプラリー ・おもちゃ病院しまだ ほか (参加者: 5,469人) | 博物館本館 博物館分館 川越街道 |
| 3月19日 | 木 | 第2回文化財保護審議会 (参加者: 14人) | 博物館本館 |
| 3月22日 | 日 | おもちゃ病院しまだ (参加者: 47組) | 博物館本館 |

予 定 (3月25日～4月22日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|----------------|--------|---|-------|
| 4月4日～ 6月21日 | 土 日 | 収蔵品展 「昭和・平成のかわいいカッコイイ～平 野コレクションの世界～」 | 博物館本館 |
| 4月4日～ 6月7日 | 土 日 | 収蔵品展 「海野光弘 道」、分館コレクション一挙 公開 1st | 博物館分館 |
| 4月12日 | 日 | しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加予定: 60人) | 博物館本館 |
| 4月18日 | 土 | 海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加予定: 20人) | 博物館分館 |
| 4月19日 | 日 | 博物館講座 「古文書を読んでみよう！さわってみよう ！」 (参加予定: 30人) | 博物館本館 |

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施(1月29日～3月24日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|---|--------------------|
| 2月 4日 | 火 | 金谷地区体育施設集中受付 | 金谷体育センター |
| 2月14日～ 2月15日 | 金 土 | 東海四県スポーツ推進委員研究大会 (参加者:19人) | 浜松アリーナ |
| 2月19日 | 水 | ニューススポーツ教室 ※毎週金曜日、全3回 (参加者: 8人) | 金谷体育センター |
| 2月20日 | 木 | スポーツ推進委員定例会 (参加者: 24人) | 市役所会議棟 |
| | | 夜間照明施設受付 | 市役所会議棟 金谷体育センター |
| 2月22日 | 土 | 志太三市スポーツ推進委員交流大会 (参加者: 18人) | 焼津市総合体育馆 |
| 2月26日 | 水 | 島田市スポーツ賞表彰式 (受賞者:個人68人、団体16団体、全206人) | プラザおおるり |
| 2月29日 | 土 | 志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第3回理事会 | 焼津市 |
| 3月 3日 | 火 | みんなで歩こうトランポウォーク実行委員会 (参加者: 12人) | 市役所会議棟 |
| | | 金谷地区体育施設集中受付 | 金谷体育センター |
| 3月17日 | 火 | スポーツ推進委員定例会 (参加者: 26人) | 市役所会議棟 |
| 3月20日 | 土 | 夜間照明施設受付 | 市役所会議棟 金谷体育センター |

予定（3月25日～4月22日）

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------|-----|--|--------------------|
| 4月1日 | 水 | 金谷地区体育施設集中受付 | 金谷体育センター |
| 4月15日 | 水 | 志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第1回 理事会及び専門部会 (参加予定：10人) | 焼津市役所 |
| 4月21日 | 火 | 夜間照明施設受付 | 市役所会議棟 金谷体育センター |
| | | スポーツ推進委員定例会 (参加予定：30人) | プラザおおるり |
| 4月23日 | 木 | 静岡県スポーツ推進委員委員長担当者会議 (参加予定：2人) | 静岡市 |
| | | ワンバウンドふらば～るバレーボール ※毎週木曜日、全5回 (参加予定：30人) | 金谷体育センター |
| 4月24日 | 金 | みんなで歩こうトランポウォーク実行委員会 (参加予定：25人) | ローズアリーナ |
| 4月28日 | 火 | スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：25人) | ローズアリーナ |

事務事業の概要

図書館課

実施(1月29日～3月24日)

| 月 日 | 曜日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|--|--------------|
| 1月23日～ 2月13日 | 木 木 | 展示コーナー 「抜里・清五郎作品展」 | 金谷図書館 |
| 1月24日～ 3月1日 | 金 日 | 本の帯まつり応募作品展示 (展示枚数: 46枚) | 島田図書館 |
| 1月29日 | 水 | 学校図書館支援(職員派遣) | 第一中学校 |
| 2月1日 | 土 | 特集コーナー設置 一般: 「2月22日はネコの日」 Y.A.: 「科学道100冊2019」 児童: 「まだまださむ~い」 | 島田図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般: 「バレンタイン」「富士山」「寒さに負けない!」 児童: 「バレンタイン・おやつ」「年齢別おすすめの本」 | 金谷図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般: 「世界遺産」 児童: 「節分・鬼の本」「楽しいひなまつり」 | 川根図書館 |
| | | みやにしたつや講演会 (参加者: 130人) | 初倉公民館 |
| | | ブックスタート (参加者: 30人) | 保健福祉センター |
| 2月4日 | 火 | 初倉南小学校施設見学受入れ (参加者: 56人) | 島田図書館 |
| 2月6日 | 木 | おはなし宅配便 (参加者: 61人) | 金谷中央保育園 |
| 2月7日 | 金 | 高齢者おはなし会 (参加者: 10人) | ふれあい健康プラザ |
| 2月8日 | 土 | 読み聞かせボランティア ステップアップ講座「わらべうたと絵本」 (参加者: 48人) | 金谷公民館 図書館 |
| 2月14日 | 金 | 学校図書館支援(講師派遣) | 第一小学校 |
| 2月15日～ 3月10日 | 土 火 | 展示コーナー「博物館収蔵銅版画～メゾチントとエッチング～」 | 金谷図書館 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|---|----------------|
| 2月18日 | 火 | ブックスタート (参加者: 37人) | 保健福祉センター |
| 2月19日 | 水 | 家庭教育学級 (講師派遣) 第1回島田市子ども読書活動推進委員会 (参加者: 19人) | 五和小学校 おび・りあ |
| 2月20日 | 木 | 家庭教育学級 (講師派遣) (参加者: 20人) | 初倉南小学校 |
| 2月21日 | 金 | 学校図書館支援 (講師派遣) | 第一小学校 |
| 2月26日 | 水 | 令和元年度第4回島田市立図書館協議会 (参加者: 9人) | 市役所会議棟 |
| 3月1日 | 日 | 特集コーナー設置 一般: 「オリンピックに備えて外国語の勉強」 児童: 「ものしりナンバー1 (学ぶ・雑学 ・言葉遊び・だじやれ・数・漢字 ・英語)」 | 島田図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般: 「入園・入学準備」 「桜・かたくり」 児童: 「春・おひなさま」「おでかけ」 | 金谷図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般: 「春をみつけた」 児童: 「春はすぐそこ!」 | 川根図書館 |
| 3月3日～ 3月31日 | 火 火 | 一般書臨時展示コーナー設置 「こんなときだから」 | 島田図書館 |
| 3月4日 | 水 | 高齢者おはなし会 (参加者: 5人) | ふれあい健康プラザ |
| 3月12日～ 3月31日 | 木 火 | 展示コーナー 「写団 茶の実 写真展」 | 金谷図書館 |

予 定 (3月25日～4月22日)

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-----------------|--------|-----------------------------|-------|
| 3月3日～ 3月31日 | 火 火 | 一般書臨時展示コーナー設置 「こんなときだから」 | 島田図書館 |
| 3月12日～ 3月31日 | 木 火 | 展示コーナー 「写団 茶の実 写真展」 | 金谷図書館 |

| 月 日 | 曜 日 | 事 項 | 場 所 |
|-------------------|--------|--|-----------|
| 4月 1日 | 水 | 特集コーナー設置 一般：「30代までの若手作家さん（小説・エッセイ）」 児童：「ぽっかぽかの春（友達・花見・遠足・一年生）」 | 島田図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般：「みんなともだち みんなたいせつ みんなのこせい」、「お茶」 児童：「春を探しに」「懐かしい昔からの本」 | 金谷図書館 |
| | | 特集コーナー設置 一般：「ガーデニング」 児童：「春がきた！」（入学・ともだち・さくら）」 | 川根図書館 |
| 4月 3日～ 4月 21日 | 金 火 | 展示コーナー 「心を魅了するかわいいフラワーデザインの世界」 | 金谷図書館 |
| 4月 7日 | 火 | ブックスタート | 保健福祉センター |
| | | 高齢者おはなし会 | ふれあい健康プラザ |
| 4月 14日 | 火 | ブックスタート | 保健福祉センター |
| 4月 15日 | 水 | おはなし宅配便 (参加予定：60人) | 五和保育園 |
| 4月 16日～ 5月 12日 | 木 火 | こどもの読書週間特集コーナー設置 「オリンピック」 | 島田図書館 |
| | | こどもの読書週間特集コーナー設置 「懐かしい昔からの本（昭和から読み継がれている本）」「母の日」 | 金谷図書館 |
| | | こどもの読書週間特集コーナー設置 「もうすぐオリンピック！スポーツの楽しさを感じてみよう！」 | 川根図書館 |
| 4月 20日 | 月 | ブックスタート | 保健福祉センター |

島田市教育委員会定例會議案



議案第 8 号

令和 2 年度島田市教育の施策の大要について

令和 2 年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第9号

島田市教育委員会事務部局の職員のうち特殊な勤務に従事する者の
勤務時間等に関する規程の一部改正について

島田市教育委員会事務部局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に
関する規程（平成17年島田市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正す
る。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田 和彦

第1条中「第3項」の次に「並びに島田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に
関する規則（令和元年島田市規則第16号。以下「規則」という。）第5条第1項」を
加える。

第3条第2項中「第5条」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22
条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、規則第6条）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

| 職員の範囲 | 勤務時間の割振り | 休憩時間 | 週休日 |
|--|--|-----------------------|--|
| 小学校又は中学 校に勤務する職 員（地方公務員 法第22条の2第 1項第1号に掲 げる職員及び同 法第28条の4第 1項、第28条の 5第1項又は第 28条の6第1項 若しくは第2項 の規定により採 用された職員 (以下「短時間 勤務職員」とい う。)を除く。） | 午前6時45分から午後4 時45分までの間で、1日 につき7時間45分となる よう割振りを定める。 | 業務の状況 に応じて定 める。 | 日曜日及び土曜日 |
| 小学校又は中学 校に勤務する職 員（短時間勤務 職員に限る。） | 午前6時45分から午後4 時45分までの間で、4週 間を超えない期間につき 1週間当たりの勤務時間 が当該短時間勤務職員に 定められた1週間当たり の勤務時間となるよう割 振りを定める。 | 業務の状況 に応じて定 める。 | 日曜日及び土曜日 (教育委員会が指定 する職員にあって は、日曜日、土曜日 及び4週間にについて 別に定める日数以内 で指定する日) |

| | | | |
|--------------------------------|---|---------------|--|
| 教育センターに勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき6時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 日曜日及び土曜日 |
| 図書館に勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前8時から午後9時までの間で、1日につき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 図書館に勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前8時から午後9時までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 月曜日及び4週間にについて4日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| 博物館に勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前8時30分から午後5時15分まで | 業務の状況に応じて定める。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 博物館に勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前8時30分から午後5時まで | 業務の状況に応じて定める。 | 月曜日及び4週間にについて4日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| 公民館に勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間にについて8日以内で指定する日 |
| 公民館に勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間にについて8日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| 農村環境改善センターに勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間にについて8日以内で指定する日 |

| | | | |
|--------------------------------|---|---------------|---|
| 農村環境改善センターに勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間について8日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| ふれあいセンターに勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間について8日以内で指定する日 |
| ふれあいセンターに勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間について8日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| 川根地区センターに勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間について8日以内で指定する日 |
| 川根地区センターに勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 4週間について8日（教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数）以内で指定する日 |
| 学校給食センターに勤務する職員（短時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定める。 | 日曜日及び土曜日 |
| 学校給食センターに勤務する職員（短時間勤務職員に限る。） | 午前7時から午後5時15分までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤 | 業務の状況に応じて定める。 | 日曜日及び土曜日（教育委員会が指定する職員にあっては、日曜日、土曜日及び4週間にについて別に定める日数以内 |

| | | | |
|--|----------------------|--|---------|
| | 務時間となるよう割振り を定める。 | | で指定する日) |
|--|----------------------|--|---------|

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。

新規名　島田市教育委員会事務部局の職員のうち特種な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規定

大分 県 索 文

新規文

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号。以下「条例」という。）第2条第5項、第4条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第3項並びに島田市金針年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島田市規則第16号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、島田市教育委員会事務部局の職員のうち特種な勤務に従事するもの（以下「職員」という。）の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(勤務時間等の変更等)

第3条 省略
2 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更是、条例第5条（地方公務員法第25条第261号）第23条の2第1項に規定する会計年度任用職員においては、規則第6条の規定の例による。

別表(第2条、第3条関係)

| 職員の範囲 | 勤務時間の割振り | 休憩時間 | 週休日 |
|--|---|-----------------|-------------------------|
| 小学校又は中学校に勤務する職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第28条の4第1項、第28条の2第1項又は第28条の6第1項並くは第2項に上り採用された職員（以下「気候園勤務職員」といふ。）を除く。） | 午前6時45分から午後4時45分までの間で、1日に応じて定められた割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |
| 公民館に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 業務の状況に応じて定められる。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 博物館に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 業務の状況に応じて定められる。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 学校給食センターに勤務する職員 | 午前8時から午後4時45分まで | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |
| 小学校又は中学校 | 午前6時45分から午後4時45分までの間で、1日に応じて定められる。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |

(勤務時間等の変更等)

第3条 省略
2 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更是、条例第5条（地方公務員法第25条第261号）第23条の2第1項に規定する会計年度任用職員においては、規則第6条の規定の例による。

(勤務時間等の変更等)

第3条 省略
2 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更是、条例第5条の規定の例による。

別表(第2条、第3条関係)

| 職員の範囲 | 勤務時間の割振り | 休憩時間 | 週休日 |
|-----------------|------------------------------------|-----------------|-------------------------|
| 小学校又は中学校に勤務する職員 | 1日ににつき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |
| 中学校に勤務する職員 | 1日ににつき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |
| 図書館に勤務する職員 | 1日ににつき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 博物館に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 業務の状況に応じて定められる。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 公民館に勤務する職員 | 1日ににつき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 月曜日及び4週間にについて4日以内で指定する日 |
| 学校給食センターに勤務する職員 | 午前8時から午後4時45分まで | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |
| 小学校又は中学校 | 午前6時45分から午後4時45分までの間で、1日に応じて定められる。 | 業務の状況に応じて定められる。 | 日曜日及び土曜日 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 校に勤務する職員（毎時間勤務職員に限る。） | 時45分までの間で、4週間を超えない期間につき 1週間当たりの勤務時間が が当該短時間勤務職員に 定められた1週間当たり の勤務時間となるよう割 振りを定める。 | に応じて定 められる。 月曜日、土曜日 及び4週間にについて 別に定める日数以内 で指定する日) |
| 教育センターに勤務する職員（毎時間勤務職員に限る。） | 午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき6時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定 める。 月曜日及び土曜日 |
| 図書館に勤務する職員（毎時間勤務職員を除く。） | 午前8時から午後9時まで、1日ににつき7時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定 める。 月曜日及び4週間に について4日以内で指 定する日 |
| 図書館に勤務する職員（毎時間勤務職員に限る。） | 午前8時から午後9時までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が当該短時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間がとなるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定 める。 月曜日及び4週間に について4日以内で指 定する日（教育委 員会が指定する職員 にあっては、別に定 める日数）以内で指 定する日 |
| 博物館に勤務する職員（毎時間勤務職員に限る。） | 午前8時30分から午後5時15分まで | 業務の状況に応じて定 める。 月曜日及び4週間に について4日以内で指 定する日 |
| 博物館に勤務する職員（毎時間勤務職員に限る。） | 午前8時30分から午後5時まで | 業務の状況に応じて定 める。 月曜日及び4週間に について4日（教育委 員会が指定する職員 にあっては、別に定 める日数）以内で指 定する日 |
| 公民館に勤務する職員（毎時間勤務職員を除く。） | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間となるよう割振りを定める。 | 業務の状況に応じて定 める。 4週間にについて8日 以内で指定する日 |

| | | | |
|--------------------------------|---|--|---|
| 公民館に勤務する職員(短時間勤務職員に限る。) | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 業務の状況 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 4週間にについて8日 (教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日は、別に定める日(教育委員会が指定する日)以内で指定する旨) |
| 農村環境改善センターに勤務する職員(短時間勤務職員を除く。) | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 業務の状況 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 4週間にについて8日 (教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日は、別に定める日(教育委員会が指定する日)以内で指定する旨) |
| あれあいセンターや勤務する職員(短時間勤務職員を除く。) | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 業務の状況 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 4週間にについて8日 (教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日は、別に定める日(教育委員会が指定する日)以内で指定する旨) |
| 川根地区センターに勤務する職員(短時間勤務職員を除く。) | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 業務の状況 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間に超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を定められた1週間当たりの勤務時間をとする。 | 4週間にについて8日 (教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日は、別に定める日(教育委員会が指定する日)以内で指定する旨) |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 義務員を除く。) | 賃当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割振りを定める。 | |
| 川越地区センターに勤務する職員(毎時間勤務員に限る。) | 午前7時から午後9時30分までの間で、4週間につき1週間当たりの勤務時間が当該毎時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間をとるよう割振りを定める。 | 義務の状況に応じて定める。 |
| 学校給食センターに勤務する職員(毎時間勤務員を除く。) | 午前7時から午後5時15分までの間で、1日につゝき7時間45分となるよう割振りを定める。 | 日曜日及び土曜日(教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数)以内で指定する日 |
| 学校給食センターに勤務する職員(毎時間勤務員に限る。) | 午前7時から午後5時15分までの間で、4週間につき1週間当たりの勤務時間が当該毎時間勤務職員に定められた1週間当たりの勤務時間をとるよう割振りを定める。 | 日曜日及び土曜日(教育委員会が指定する職員にあっては、日曜日、土曜日及び4週間にについて別に定める日数以内で指定する日) |

議案第10号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

1 委嘱年月日

令和2年4月1日

2 委嘱期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等

下記のとおり

記

| 学校名 | 内科 | 眼科 | 耳鼻科 | 歯科 | 薬剤師 |
|-------|--------------|------|------|--------------|-------|
| 金谷小学校 | 坂井敏明 織田孝裕 | | | 柴田武士 鶴長尚志 | 進士寿子 |
| 五和小学校 | 小原弘嗣 平井利幸 | | | 加藤浩司 | 田代律子 |
| 川根小学校 | 高木勇人 | 川越直願 | 杉本俊彦 | 又平基史 | 杉森勲 |
| 金谷中学校 | 坂井敏明 織田孝裕 | | | 杉浦一隆 鶴長尚志 | 河原崎邦弘 |
| 川根中学校 | 高木勇人 | | | 吉川元仁 | 村田朋康 |

議案第11号

島田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

島田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

島田市立小・中学校管理規則（平成17年島田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項中「第47条の5第1項」を「第47条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新　　旧　　条　　文

規則名　豊田市立小・中学校管理規則

| 新 | 旧 | 条文 |
|------------------|--|----|
| <p>(共同学級事務室)</p> | | |
| 第28条の2 | 教育委員会は、学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、共同学級事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に規定する共同学級事務室をいう。以下この条において同じ。）を置く。 | |
| 2 | 省略 | |
| 3 | 省略 | |
| 4 | | |

| 新 | 旧 | 条文 |
|------------------|--|----|
| <p>(共同学級事務室)</p> | | |
| 第38条の2 | 教育委員会は、学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、共同学級事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する共同学級事務室をいう。以下この条において同じ。）を置く。 | |
| 2 | 省略 | |
| 3 | 省略 | |
| 4 | | |

議案第12号

島田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

島田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

島田市立公民館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から使用しようとする日」の次に「の2日前（条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前条に規定する休館日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前日）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第8条に次のただし書きを加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新　　日　　文　　系　　文

規則名 島田市立公民館条例施行規則

| | |
|--------------|--|
| (使用料の減額又は免除) | 第8条　条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料の申込みと同時に、市立公民館使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 |
|--------------|--|

| | |
|-----------|--|
| (使用料の申込み) | 第4条　省略 2 公民館の使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の2日前(条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前条に規定する休館日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前の前日)までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。 |
|-----------|--|

議案第13号

金谷公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、
金谷公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和2年3月26日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

1 委嘱年月日 令和2年4月1日

2 任 期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（前任者の残任期間）

3 委嘱する者の氏名等

| 氏名 | 住所 | 摘要 |
|-------|-----------|------------------------------|
| 新 協議中 | | 地域の代表者 (自治会連合会金谷地区長) |
| 鈴木 美香 | 島田市横岡 | 家庭教育の関係者 (ペアレントサポーター) |
| 石川 雅子 | 島田市金谷東二丁目 | 社会教育の関係者 (金谷宿大学教授、公民館利用者) |
| 鈴木 賢雄 | 島田市高熊 | 地域の代表者 (金谷コミュニティ委員会副会長) |
| 杉山 舞子 | 島田市金谷緑町 | 社会教育の関係者 (島田市文化協会副会長) |
| 土屋 初美 | 島田市牛尾（学校） | 学校教育の関係者 (五和小学校長) |

4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第14号

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、
初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田 和彦

1 委嘱年月日 令和2年4月1日

2 任 期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（前任者の残任期間）

3 委嘱する者の氏名等

| △ | 氏 名 | 住 所 | 摘要 |
|---|--------------------|------------|---------------------------------|
| 新 | 河守 崇之 かわもり たかゆき | 島田市井口 | 地域の代表者 (初倉地区自治会長・町内会長会) |
| | 紅林 貢 くればやし みづぐ | 島田市湯日 | 地域の代表者 (初倉コミュニティ委員会長) |
| | 萩原 一広 はぎわら かずひろ | 島田市阪本 (学校) | 学校教育の関係者 (初倉小学校校長) |
| | 大塚 光子 おおつか みつこ | 島田市阪本 | 家庭教育の関係者 (初倉地区民生児童委員、主任児童委員) |
| | 太田 欣志 おおた よしうき | 島田市船木 | 社会教育の関係者 (初倉生涯学級学級生) |
| | 小林 そとみ こばやし そとみ | 島田市大柳 | 社会教育の関係者 (初倉あゆみ学級元学級長) |

4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第15号

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、
六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

| 氏名 | 住所 | 摘要 |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 新 河村 初男 | 島田市岸町 | 地域の代表者 (六合コミュニティ委員会長) |
| 新 協議中 | | 社会教育の関係者 (六合公民館市民学級学級長) |
| 伊藤 冬久 | 島田市東町（学校） | 学校教育の関係者 (六合東小学校校長) |
| 園田 積 | 島田市東町 | 地域の代表者 (東町自治会長) |
| 村田 光男 | 島田市道悦四丁目 | 学識経験者 (六合子どもチャレンジクラブ推進委員) |
| 藤田 道代 | 島田市阿知ヶ谷 | 社会教育の関係者 (公民館活動団体（ハーブの会）代表者) |

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第16号

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第4号ウを削り、同項第6号ア(り)中「規定する」の次に「田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場及び」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

| 新行 | 条 | 文 |
|--|-----------------------|---|
| | | (市長の権限に属する事務の補助執行) |
| 第15条 省略 | | |
| 2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。 | | |
| (1) 省略 | | |
| (2) 省略 | | |
| (3) 省略 | | |
| (4) 社会教育課文化係 次に掲げる事務 | ア 省略 イ 省略 | ア 文化プログラム支援事業審査委員会に關すること。 |
| (5) 省略 | | (5) 省略 |
| (6) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務 | ア 次に掲げる公の施設の管理に關すること。 | (6) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務 ア 次に掲げる公の施設の管理に關すること。 |
| (7) 省略 | | (7) 省略 |
| (8) 島田市普通公園条例(平成20年島田市条例第22号)別表に規定する田代の 複多目的スポーツ・レクリエーション広場及び家山ふれあいスポーツ広場 | イ 省略 | (8) 島田市普通公園条例(平成20年島田市条例第22号)別表に規定する家山ふ れあいスポーツ・レクリエーション広場及び家山ふれあいスポーツ広場 |
| (9) 省略 | | (9) 省略 |
| (10) 省略 | | (10) 省略 |
| (11) 省略 | | (11) 省略 |

| 新行 | 条 | 文 |
|--|-----------------------|---|
| | | (市長の権限に属する事務の補助執行) |
| 第15条 省略 | | |
| 2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。 | | |
| (1) 省略 | | |
| (2) 省略 | | |
| (3) 省略 | | |
| (4) 社会教育課文化係 次に掲げる事務 | ア 省略 イ 省略 | ア 文化プログラム支援事業審査委員会に關すること。 |
| (5) 省略 | | (5) 省略 |
| (6) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務 | ア 次に掲げる公の施設の管理に關すること。 | (6) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務 ア 次に掲げる公の施設の管理に關すること。 |
| (7) 省略 | | (7) 省略 |
| (8) 島田市普通公園条例(平成20年島田市条例第22号)別表に規定する田代の 複多目的スポーツ・レクリエーション広場及び家山ふれあいスポーツ広場 | イ 省略 | (8) 島田市普通公園条例(平成20年島田市条例第22号)別表に規定する家山ふ れあいスポーツ・レクリエーション広場及び家山ふれあいスポーツ広場 |
| (9) 省略 | | (9) 省略 |
| (10) 省略 | | (10) 省略 |
| (11) 省略 | | (11) 省略 |

議案第17号

島田市史編さん委員等規則等の一部を改正する規則の制定について

島田市史編さん委員等規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市史編さん委員等規則等の一部を改正する規則

(島田市史編さん委員等規則の一部改正)

第1条 島田市史編さん委員等規則（平成17年島田市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5年」を「2年」に改める。

(島田市諏訪原城跡整備委員会規則の一部改正)

第2条 島田市諏訪原城跡整備委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5年」を「2年」に改める。

(島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会規則の一部改正)

第3条 島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会規則（平成27年島田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5年」を「2年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の島田市諏訪原城跡整備委員会規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第4条の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、施行日の前日までに第2条の規定による改正前の島田市諏訪原城跡整備委員会規則第4条の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、施行日以後に新規則第4条の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、施行日の前日までに第3条の規定による改正前の島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会規則第4条の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

例規名 島田市史編さん委員会規則等

新 文 索引 対 照 表

| 新文 | 旧文 |
|--|--------------|
| ○島田市史編さん委員会規則（第1条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 |
| ○島田市越賀跡整備委員会規則（第3条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 3 省略 |
| ○島田市島田宿大井川越賀跡整備委員会規則（第3条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 3 省略 |

| 新文 | 旧文 |
|--|--------------|
| ○島田市史編さん委員会規則（第1条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>5年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 |
| ○島田市諏訪原城跡整備委員会規則（第2条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>5年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 3 省略 |
| ○島田市島田宿大井川越賀跡整備委員会規則（第3条関係） (任期) 第5条 委員の任期は、 <u>5年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 2 省略 3 省略 |

議案第18号

島田市史編さん委員の委嘱について

島田市史編さん委員等規則（平成17年島田市教育委員会規則第23号）第4条の規定により、島田市史編さん委員を次のとおり委嘱する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任 期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

| 氏 名 | 住 所 | 摘要 |
|------------------------|----------|----------------|
| 再 またひら てつじろう 又平 鐵二郎 | 島田市川根町家山 | 現島田市文化財保護審議会委員 |
| 再 むらた ときお 村田 時男 | 島田市道悦5丁目 | |
| 再 かわむら やすこ 河村 泰子 | 島田市金谷本町 | 現島田市文化財保護審議会委員 |
| 再 きんばら ぶさく 金原 武作 | 島田市元島田 | |
| 再 のばた てつお 野畑 鉄雄 | 島田市神座 | |
| 再 きたがわ ひろたか 北川 弘隆 | 島田市神谷城 | |
| 再 なかの けいいち 中野 敬一 | 島田市三ツ合町 | |

- 4 選任事由 任期満了による。

島田市スポーツ推進委員の委嘱について

島田市スポーツ推進委員規則（教育委員会規則第1号）の規定により、島田市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

| △ | 氏名 | 住所 | 摘要 |
|---|-------|----------|----------------------------|
| 新 | 原木 克司 | 島田市川根町抜里 | スポーツ推進委員による推薦 陸上競技経験者 |
| 新 | 安田 武央 | 島田市宮川町 | スポーツ推進委員による推薦 バレーボール経験者 |

- 4 選任事由 スポーツ推進委員を増員するため。

参考 平成31年3月27日教育委員会定例会で議決された委員

(任期が平成31年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの委員)

| △ | 氏名 | 住所 | 摘要 |
|---|--------|-----------|---------|
| | 朝比奈 伸子 | 島田市志戸呂 | スポーツ経験者 |
| | 寺田 弘子 | 島田市金谷栄町 | スポーツ経験者 |
| | 塚本 春雄 | 島田市東町 | スポーツ経験者 |
| | 白井 重人 | 島田市川根町笹間下 | スポーツ経験者 |
| | 芹澤 豊 | 島田市元島田 | スポーツ経験者 |
| | 増田 依子 | 島田市向島町 | スポーツ経験者 |
| | 北川 美幸 | 島田市神座 | スポーツ経験者 |

| 氏名 | 住所 | 摘要 |
|--------|------------|---------|
| 市川 志織 | 島田市稻荷四丁目 | スポーツ経験者 |
| 山田 真理子 | 島田市野田 | スポーツ経験者 |
| 大橋 俊晴 | 島田市伊久美 | スポーツ経験者 |
| 杉橋 真弓 | 島田市竹下 | スポーツ経験者 |
| 岩本 謙一 | 島田市東町 | スポーツ経験者 |
| 大嶋 由紀子 | 島田市川根町家山 | スポーツ経験者 |
| 飛野 淳子 | 島田市川根町家山 | スポーツ経験者 |
| 八木 英夫 | 島田市船木 | スポーツ経験者 |
| 八木 美和子 | 島田市東町 | スポーツ経験者 |
| 竹内 康一 | 菊川市柳3丁目 | スポーツ経験者 |
| 大西 かおる | 島田市川根町家山 | スポーツ経験者 |
| 森口 里美 | 島田市相賀 | スポーツ経験者 |
| 上野 伸子 | 島田市河原1丁目 | スポーツ経験者 |
| 太田 佳樹 | 島田市川根町家山 | スポーツ経験者 |
| 山下 彰子 | 島田市伊太 | スポーツ経験者 |
| 落合 節夫 | 島田市湯日 | スポーツ経験者 |
| 土屋 真ゆみ | 島田市金谷猪土居 | スポーツ経験者 |
| 宮村 泰之 | 島田市大柳 | スポーツ経験者 |
| 小倉 良昭 | 島田市ばらの丘二丁目 | スポーツ経験者 |

| | 氏名 | 住所 | 摘要 |
|--|--------------------|----------|---------|
| | 立林 智子 たてばやし ともこ | 島田市横井二丁目 | スポーツ経験者 |
| | 大橋 亜也佳 おおはし あやか | 島田市川根町家山 | スポーツ経験者 |

議案第20号

島田市子ども読書活動推進委員の任命について

島田市子ども読書活動推進委員会要綱（平成23年島田市教育委員会告示第12号）
第3条の規定により、島田市子ども読書活動推進委員を次のとおり任命するものとする。

令和2年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田 和彦

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任 期 令和2年4月1日から令和3年5月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

| △ | 氏 名 | 住 所 | 摘 要 |
|---|-------|--------|-------------------|
| 新 | 小林 知子 | 島田市中央町 | 市関係職員 (社会教育課長) |
| 新 | 清水 基之 | 島田市中央町 | 市関係職員 (保育支援課長) |
| 新 | 岩本 申久 | 島田市中央町 | 市関係職員 (図書館課長) |

- 4 選任事由 人事異動に伴う選任

参考

| 氏名 | 住所 | 摘要 |
|--------|---------------|----------------------------------|
| 鈴木 善彦 | 島田市猪土居 (自宅) | 学識経験者 (静岡産業大学客員教授) |
| 増本 弘晃 | 島田市落合 (学校) | 島田市小中学校PTA代表者 (PTA連絡協議会副会長) |
| 松浦 美幸 | 島田市東町 (自宅) | 子ども読書に係る活動を行なう 者(子ども読書アドバイザー) |
| 小塩 倫代 | 島田市野田 (幼稚園) | 島田市内幼稚園代表 (島田北幼稚園園長) |
| 齋藤 千鶴子 | 島田市落合 (保育園) | 島田市内保育園代表 (大津保育園園長) |
| 片川 智帆 | 島田市東町 (学校) | 市内小学校司書教諭代表 (六合東小学校) |
| 鈴木 真紀 | 島田市稻荷三丁目 (学校) | 市内中学校司書教諭代表 (島田第一中学校) |
| 仲田 肇子 | 島田市阿知ヶ谷 (学校) | 市内高等学校図書館代表 (島田工業高等学校) |
| 土屋 初美 | 島田市牛尾 (学校) | 校長会代表 (五和小学校長) |
| 鈴木 利弘 | 島田市中央町 | 市関係職員 (学校教育課長) |
| 石間 幸典 | 島田市中央町 | 市関係職員 (子育て応援課長) |



協 議 事 項



(協議事項)

教育総務課

しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。



次回教育委員会定例会における
協議事項の集約



報 告 事 項



(報告事項)

教育総務課

令和2年1・2月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

| 受入先 | 品名 | 数量 | 金額 | 寄附者 |
|-------|---------|-----|--------------|----------------------------|
| 第一小学校 | テント | 2張 | 354,200 円 | 第一小学校 P T A (会長 杉村 秀明氏) |
| 第二小学校 | 児童用図書 | 62冊 | 101,064 円 | 第二小学校 P T A (会長 松永 孝廣氏) |
| 第三小学校 | テント | 1張 | 199,650 円 | 富士産業株式会社 (野中 将弘氏) |
| 第五小学校 | 会議用テーブル | 3台 | 125,730 円 | 第五小学校 P T A (会長 西村 英之氏) |
| 第一中学校 | 掃除機 | 1台 | 55,000 円 | 第一中学校 P T A (会長 木村 真輔氏) |
| 計 | | | 835,644 円 | |

(報告事項)

学校教育課
図書館課

令和2年1・2月分の寄付受納について

寄付受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

| 受入先 | 品名 | 数量 | 金額 | 寄付者 |
|--------------------|--------------------|------|----------|---------|
| 市内小中学校（25校） | | 100部 | 132,000円 | |
| 市立図書館 (図書館・図書室) | 児童生徒用図書 (こども六法) | 5部 | 6,600円 | ● ● ● ● |
| 計 | | | 138,600円 | |

(報告事項)

学校教育課

令和2年1・2月分の生徒指導について

令和2年1・2月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正について

島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正について、次のとおり報告します。

島田市規則第 号

島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 紗代

島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則

島田市農村環境改善センター条例施行規則（平成17年島田市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から使用しようとする日」の次に「の2日前」（使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日及び前条に規定する休館日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前日）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

例題名 島田市農村環境改善センター条例施行規則

対 質 答 文

| | |
|----------|---|
| (使用の申込み) | 第4条 省略 2. 環境改善センターの使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月初日から使用しようとする日の2日前(使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日及び前条に規定する休館日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 |
| (減免の手続) | 第7条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に農村環境改善センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 |

| | |
|----------|--|
| (使用の申込み) | 第4条 省略 2. 環境改善センターの使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月初日から使用しようとする日の2月までとする。 |
| (減免の手続) | 第7条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に農村環境改善センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 |

島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について

島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について、次のとおり報告します。

島田市規則第 号

島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 紗代

島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

島田市ふれあいセンター条例施行規則（平成17年島田市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から使用しようとする日」の次に「の2日前（使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前条に規定する休館日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前日）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

例規名 島田市ふれあいセンター条例施行規則

対照表

目次文

| 第4条 | ふれあいセンターの使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の2日前(使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前日曜日等以外の日の前日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 |
|---------|---|
| (減免の手続) | 第7条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時にふれあいセンター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 |

| 第4条 | ふれあいセンターの使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の2日前(使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前日曜日等以外の日の前日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 |
|----------|---|
| (使用の申込み) | 第4条 省略 2 ふれあいセンターの使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の2日前(使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日又は前日曜日等以外の日の前日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 |

島田市川根地区センター条例施行規則の一部改正について

島田市川根地区センター条例施行規則の一部改正について、次のとおり報告します

島田市規則第 号

島田市川根地区センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市川根地区センター条例施行規則の一部を改正する規則

島田市川根地区センター条例施行規則（平成20年島田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から使用しようとする日」の次に「の2日前（使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土曜日及び前条に規定する休館日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日の前日）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第8条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

例規名 島田市川根地区センター条例施行規則

新 日 本 法 文

| 第8条 | 新 | 日本 | 法 | 文 |
|--------------|--|----|---|---|
| (使用料の減額又は免除) | | | | |
| 第4条 | 省略 | | | |
| 2 | 前項の規定による使用申込書の提出の受付期間は、地区センターを使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の2日前(使用料の減額又は免除を受けようとする場合で当該使用しようとする日の前日が日曜日、土日の直前の日曜日等以外の日の前日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 | | | |

| 第4条 | 新 | 日本 | 法 | 文 |
|----------|--|----|---|---|
| (使用の申込み) | | | | |
| 第4条 | 省略 | | | |
| 2 | 前項の規定による使用申込書の提出の受付期間は、地区センターを使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日までとする。 | | | |

| 第8条 | 新 | 日本 | 法 | 文 |
|--------------|--|----|---|---|
| (使用料の減額又は免除) | | | | |
| 第8条 | 省略 | | | |
| 2 | 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用の申込みと同時に川根地区センター一食用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないとしたときは、この限りでない。 | | | |
| 3 | 省略 | | | |

公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について

公民館類似施設の運営委員会委員について、次のとおり決定したので報告します。

【任期満了に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任 期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 川根地区センター

| | 氏 名 | 住 所 | 摘要 |
|---|--------|--------------|--------------------------------|
| 再 | 登澤 正実 | 島田市川根町家山 | 学識経験者 (元島田市社会教育委員) |
| 再 | 原口 徹也 | 島田市川根町家山(学校) | 学校教育関係者 (川根小学校校長) |
| 再 | 岡塙谷 明宏 | 島田市川根町家山 | 地域の代表者 (川根文化センター館長) |
| 再 | 坂本 茜生 | 島田市川根町家山 | 社会教育関係者 (川根児童館児童厚生員) |
| 再 | 児玉 聰子 | 島田市川根町抜里 | 家庭教育関係者 (川根小家庭教育学級副学級長) |
| 新 | 望月 あかね | 島田市川根町家山 | 家庭教育関係者 (サッカースポーツ少年団父母の会会員) |

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

[選出区分代表者の変更に伴う選任]

- 1 委嘱年月日 令和2年4月1日
- 2 任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 大津農村環境改善センター

| △ | 氏名 | 住所 | 摘要 |
|---|------------|-----------|-------------------------|
| 新 | ほそだ 細田 秀子 | 島田市大草 | 社会教育関係者（大津高齢者学級副学級長） |
| 新 | こじま 小島 育野 | 島田市落合（学校） | 学校教育関係者（大津小学校長） |
| | かずもと 杉本 静雄 | 島田市野田 | 地域の代表者（大津自治会長） |
| | さねね カネル 達裕 | 島田市大草 | 地域の代表者（大津自治会副会長） |
| | かずもと 増本 弘晃 | 島田市野田 | 学校教育関係者（大津小学校 P.T.A.会長） |
| | しみず 清水 園美 | 島田市野田 | 家庭教育関係者（子育て支援えのころ代表） |

(2) 伊久身農村環境改善センター

| △ | 氏名 | 住所 | 摘要 |
|---|-------------|--------|------------------------|
| 新 | いしがみ 石神 茂 | 島田市伊久美 | 社会教育関係者（長島町内会長） |
| 新 | とだ 戸田 幸生 | 島田市身成 | 社会教育関係者（鍋島町内会長） |
| | ほりさき 堀崎 幸男 | 島田市身成 | 学識経験者（元コミュニティ委員会会長） |
| | すずき 鈴木 敦之 | 島田市伊久美 | 地域の代表者（地域福祉団体役員） |
| | よざわい 袋井 すぐ枝 | 島田市伊久美 | 家庭教育関係者（元コミュニティ委員会副会長） |
| | はぎわら 萩原 治男 | 島田市伊久美 | 学校教育関係者（元小学校校長） |

(3) 初倉西部ふれあいセンター

| 氏名 | | 住所 | 摘要 |
|----|-------|-------|------------------------|
| 新 | 片山 正樹 | 島田市湯日 | 地域の代表者（湯日自治会長） |
| | 大石 貢夫 | 島田市湯日 | 地域の代表者（湯日白寿会顧問） |
| | 富永 弘子 | 島田市湯日 | 地域の代表者（しろやまサロン代表） |
| | 富永 文夫 | 島田市湯日 | 地域の代表者（湯日の子ども達を見守る会会長） |
| | 坂本 明美 | 島田市湯日 | 地域の代表者（自主活動グループ会員） |
| | 増田 達一 | 島田市湯日 | 学校教育関係者（湯日小学校長） |

4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

(報告事項)

社会教育課

島田市公共ホール市外加算使用料等助成金交付要綱の廃止について

島田市公共ホール市外加算使用料等助成金交付要綱の廃止について、次のとおり報告します。

島田市公共ホール市外加算使用料等助成金交付要綱は令和2年3月31日をもって廃止する。

廃止理由：当該要綱については、平成25年度中に閉館した島田市民会館利用者への激変緩和対策として制定施行され、3年ごとに制度の継続について検討してきた。令和元年度、制度施行から相応の期間が経過し所期の目的が達成されたものと判断されるため廃止することとした。

島田市家庭教育支援チーム文部科学大臣表彰について

島田市家庭教育支援チーム文部科学大臣表彰について、次のとおり報告します。

1 表彰された理由

島田市家庭教育サポートチームは、市内全小学校において保護者に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力向上に貢献している。学習会や講座の企画や運営において、保護者や学校の要望を反映させるよう改善を重ねることで、保護者の悩みや不安の軽減、保護者同士の関係づくり等に効果を上げている。

2 全国で 26 団体が受賞し、県内では島田市家庭教育支援チームが受賞した。

3 表彰 令和 2 年 2 月 19 日 文部科学省庁舎（東京都千代田区）

(報告事項)

社会教育課

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の廃止について

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の廃止について、次のとおり報告します。

島田市告示第 号

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱（平成28年島田市告示第201号）は、廃止する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 紹代

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による廃止前の島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）第9条の規定により交付の決定を受けた団体に係る補助金の交付については、旧告示第11条から第13条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

(報告事項)

社会教育課

島田市文化芸術推進計画の策定について

島田市文化芸術推進計画の策定したので、別添のとおり報告します。

(報告事項)

スポーツ振興課

令和2年1・2月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

| 受入先 | 品名 | 数量 | 金額 | 寄附者 |
|---------------|--------|-----|---------------|-----------------|
| 島田市総合スポーツセンター | バレーボール | 22個 | 0円 (中古のため) | 島田信用金庫 従業員組合 |
| | 計 | | 0円 | |

指定管理者制度を導入する施設について

令和3年度から指定管理者制度を導入予定の施設について、次のとおり報告します。

1. 施設名

- (1) 田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場
- (2) 横井運動場公園・大井川緑地及び金谷体育センター・金谷大井川緑地

2. 期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。ただし、金谷体育センターについては、令和3年度から令和4年度の2年間とします。

3. 理由

- (1) 指定管理者制度を導入するにあたっては、「広場」と「田代の郷温泉」の2施設を一体的管理することにより、効果的、効率的な管理体制となり、緊急時の初期対応が可能となるとともに、両施設の利用者増などの相乗効果が期待できます。なお、導入時期については、温泉の指定管理期間が満了となる令和3年度がらとします。
- (2) 本業務は、横井運動場公園内にある施設や大井川緑地等の維持管理業務が主ではありますが、指定管理に者制度を導入することにより、民間事業者が有するノウハウを活用することで、経費削減が図られると予測できます。また、施設利用などの運営面においても民間事業者が有するノウハウを活用することで、利用者のニーズや要望等にも柔軟に対応できることで市民サービスの向上が図られると考えています。